

柏市水道部公共工事の前金払取扱要領

制定 平成25年 3月 1日

施行 平成25年 3月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事に要する経費の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、柏市財務規則（昭和59年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる公共工事)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、柏市水道部が発注する公共工事のうち、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事又は修繕工事（以下「工事等」という。）であって、1件当たりの契約金額が130万円を超えるもの

(2) 土木関係、建築関係及び補償関係の建設コンサルタント並びに測量及び地質調査に該当する業務委託（ただし、工事に関するものに限る。以下「設計等委託」という。）であって、1件当たりの契約金額が500万円を超えるもの

(前金払をする額)

第3条 水道事業管理者は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費について、前条の区分ごとに以下に掲げる額以内で前金払をすることができる。

(1) 前条第1号に関するもの

契約金額の4割の額（10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）

(2) 前条第2号に関するもの

契約金額の3割の額（10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を水道事業管理者に提出して、前金払を申請しなければならない。

(1) 前払金請求書（様式1）

(2) 保証事業会社の保証証書（原本）

(3) 保証事業会社の前払金保証約款

2 水道事業管理者は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金の追加請求等)

第5条 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第3条の規定により計算した前払金の額から既に支払を受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金が当該減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に水道事業管理者に返還しなければならない。

(中間前金払の対象となる公共工事)

第6条 中間前金払の対象となる工事等は、第2条第1号に規定する工事等で、かつ第3条に規定する工事等の経費について第4条第2項の規定により前払金の支払を受けた工事等であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

なお、第2条第2号に規定する設計等委託については対象外とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事等に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払をする額)

第7条 水道事業管理者は、前条に規定する中間前金払の対象となる工事等については、第3条に規定する工事の経費について契約金額の2割に相当する額(10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)以内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前払金の合計額は、契約金額の10分の6に相当する額(10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)を超えることができない。

(中間前金払の認定請求等)

第8条 中間前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を水道事業管理者に提出して、中間前金払に係る認定請求をしなければならない。

(1) 中間前金払認定請求書(様式2)

(2) 工事履行報告書(様式3)

(3) その他水道事業管理者が必要と認める書類

2 水道事業管理者は、前項の認定請求を受けたときは、その内容を審査の上、当該認定請求に係る工事等が第6条に掲げる要件に該当すると認めたときは、当該認定請求を受けた日から7日以内に中間前金払認定調書(様式4)を当該認定請求をした者に交付するものとする。

(中間前金払の申請)

第9条 前条第2項の規定により中間前払金認定調書の交付を受けた者は、次に掲げる書類を水道事業管理者に提出して、中間前払金を申請することができる。

- (1) 中間前払金請求書（様式5）
- (2) 保証事業会社の中間前払金保証証書（原本）
- (3) 保証事業会社の中間前払金保証約款
- (4) その他水道事業管理者が必要と認める書類

2 水道事業管理者は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に中間前払金を支払うものとする。

（中間前払金の追加請求等）

第10条 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第7条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が当該減額後の契約金額の10分の6に相当する額（10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に水道事業管理者に返還しなければならない。

（中間前払金の支払の制限）

第11条 第9条第2項の規定により第3条第1号に規定する工事等について中間前払金の支払を受けた者は、当該工事等について規則第160条の規定による部分払により経費の支払を請求することができない。ただし、継続費による工事の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

（前払金等の用途制限）

第12条 前払金又は中間前払金の支払を受けた者は、これを第3条に掲げる公共工事の経費以外の経費の支払に充当してはならない。

（前払金及び中間前払金の返還）

第13条 水道事業管理者は、前払金又は中間前払金を支払った工事等に関し、その支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (2) 本市水道部との第2条に規定する前払金の対象となる工事等の請負契約が解除されたとき。

2 水道事業管理者は、前払金又は中間前払金の支払を受けた者に対して、第5条第2項、第10条第2項及び前項の規定によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還した日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅滞損害金を納付させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、平成24年4月1日以降に公告又は指名通知をした入札について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(様式1)

前払金請求書

平成 年 月 日

柏市水道事業管理者 あて

(請負者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記工事（測量）の前金払について、当該工事（測量）の建設工事請負契約書第37条（委託契約書第 条）の規定を遵守すると共に、保証会社に提出した前払金使途内訳明細書のとおり使用することを確約し、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円（10万円未満切捨て）

工事（測量）番号 _____ 工事（測量）第 _____ 号

工事（測量）件名 _____

工事（測量）場所 _____

請 負 金 額 _____ 円

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	銀行 支店	普通（専用別口）	
	(フリガナ) 口座名義		

(様式2)

中間前金払認定請求書

年 月 日

柏市水道事業管理者 あて

(請負者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記の工事について、中間前金払の支払を申請したいので、用件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工事番号	工事第 号
工事件名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
既前金払申請額	

※中間前金払を申請した場合、部分払を行うことはできません。ただし、継続費による工事の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを行うことができます。

(様式3)

年 月 日

柏市水道事業管理者 あて

(請負者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

工事履行報告書

工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで (工期の1/2に該当する日： 年 月 日)		
月 別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%) () は予定工程との差	備考
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	

柏市水道部確認欄

項番	項目	確認
1	工期の1/2を経過	
2	工期の1/2までの作業を実施済	
3	作業に要する経費が請負代金額の1/2以上	

決裁欄

課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当	監督職員

(様式4)

中間前金払認定調書

請負者	
工事件名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
備考	
<p>上記の工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>柏市水道事業管理者 ⑩</p>	

(様式5)

中間前払金請求書

年 月 日

柏市水道事業管理者 あて

(請負者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記工事の中間前金払について、当該工事の建設工事請負契約第37条の規定を遵守すると共に、保証会社に提出した前払金使途内訳明細書のとおり使用することを確約し、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円 (10万円未満切捨て)

工 事 番 号 _____ 工事第 _____ 号

工 事 件 名 _____

工 事 場 所 _____

既前金払申請額 _____ 円 + 中間前金払申請額 _____ 円 = 前金払累計額 _____ 円

請負金額 (出来高予定額) _____ 円 前金払限度額 (10万円未満切捨て)

前金払限度額 _____ 円 × 0.6 = _____ 円

	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
振 込 先	銀行 支店	普通 (専用別口)	
	(フリガナ) 口座名義		

※中間前金払を申請した場合、部分払を行うことはできません。ただし、継続費による工事の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができます。